02

青森県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	県固定資産税	不動産取得税
青森県県税の特別措置に関する条例	H11.7	○工業生産設備取得額 500 万円以上 （製造業、旅館業の場合、資本金が 5,000 万円超 1 億円以下の法人は 1,000 万円以上、同 1 億円超の法人は 2,000 万円以上）	過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
		○工業生産設備取得額 500 万円以上 （製造業、旅館業の場合、資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人は 1,000 万円以上、同 5,000 万円超の法人は 2,000 万円以上）	認定産業振興促進計画に記載された産業振興促進計画区域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
		○工業生産設備取得額 2,700 万円超	原子力発電施設等立地地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
		○地域未来投資促進法による基本計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業で、かつ主務大臣による事業の先進性等の確認を受けた事業 ○家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価額合計額1億円超（農林漁業及びその関連業種の場合は 5,000 万円超）	促進地域（県全域）	—	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
		○「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者 ○特定業務施設となる建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額合計額3,800 万円以上（中小事業者等の場合は 1,900 万円以上）	認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域	○3 年間 ○課税免除 （移転型のみ）	○3 年間 ○課税免除 （移転型） ○不均一課税 （拡充型）	○取得時 ○課税免除 （移転型） ○不均一課税 （拡充型）

〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
青森県産業立地促進費補助金	R2.4	○県の誘致企業 ○県内企業（青森中核工業団地もしくは金矢工業団地に立地する者に限る） ○上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業	①業種が次のいずれかに該当するもの 製造業（成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種）、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種、コンタクトセンター関連業種（新設の場合に限る）、物流関連業種（新設の場合に限る）、デジタルものづくり関連業種及び脱炭素関連業種（新設の場合に限る） 次の②、③及び④（新設の場合のみ）の全てを満たすこと。 ②設備投資額（土地及び建物・機械設備の取得（リースを含む）経費）1億円以上（増設の場合は、2億円以上） ③雇用増 10 人以上 （増設の場合は、5人以上） ④土地取得又はリース（青森中核工業団地・金矢工業団地の補助率 20%の場合は取得に限る） ※本社機能移転の場合は、設備	県内全域	○土地の取得経費（金矢工業団地に限る） ○建物・機械設備の取得（新設の場合はリースを含む）経費 ※土地リース制度を活用し、建物等を取得する場合も補助対象とする。	【1】新設 ○設備投資額1億円以上、雇用増 10 人以上　5% ○設備投資額3億円以上、雇用増 20 人以上 10% ※デジタルものづくり関連業種及び脱炭素関連業種の場合 ○設備投資額 1 億円以上、雇用増 5 人以上　10% ※サプライチェーン再構築・分散や BPO 対策としての拠点整備の場合（特別枠） ○設備投資額 1 億円以上、雇用増 10 人以上　15% ○設備投資額 3 億円以上、雇用増 20 人以上　20% ※上記にかかわらず、金矢工業団地の土地取得費は 40%以内、金矢工業団地（製造業、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種の大企業で設備投資額1億円以上・雇用増 10 人以上の5%を除く）、青森	【1】新設 3億円。ただし、1億円を超える場合、単年度の交付額は1億円を限度額とし、複数年にわたって分割交付する。 ※○むつ小川原開発地区は5億円（設備投資額1億円以上・雇用増 10 人以上の場合は3億円。） ○金矢工業団地、青森中核工業団地は5億円（物流関連業種の場合は3億円、金矢工業団地の製造業、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種で設備投資額1億円以上・雇用増 10 人以上の場合は3億円） ○設備投資額 30 億円以上・雇用増 30 人以上の場合（特例） 5億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 10 億円） ○設備投資額 60 億円以上・雇用増 60 人以上の場合（特例） 8億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 15 億円） ○設備投資額 100 億円以上・雇用増 100 人以上の場合（特例） 10 億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 20 億円） ○特別枠で設備投資額3億円以上・雇用増 20 人以

			投資額5千万円以上、雇用増2人以上			中核工業団地は 20%、また1万㎡未満の土地リースの場合は5%。 【2】増設 ○設備投資額2億円以上、雇用増5人以上　補助対象経費の　5% ○設備投資額4億円以上、雇用増10 人以上　補助対象経費の　10% ※ただし、1企業1回限りとする。 ※本社機能移転の場合 ○設備投資額5千万円以上（増設の場合は、1億円以上）、雇用増2人以上　各補助率に5%を加算 ※サプライチェーン再構築・分散や BPO 対策としての拠点整備の場合 ○設備投資額１億円以上、雇用増５人以上　15%	上の場合 10億円 ※金矢工業団地及び青森中核工業団地については、土地取得額の2倍又は補助限度額のいずれか低い額 【2】増設 ○設備投資額2億円以上、雇用増5人以上 5千万円 ○設備投資額4億円以上、雇用増10人以上 1億円 ○特別枠で設備投資額 1 億円以上・雇用増5人以上の場合 5千万円
青森県IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金	H31.4	県の誘致企業	【新設】 ○次の要件をすべて満たすもの (1)県の誘致企業であること (2)コンタクトセンター関連企業または情報システム・クリエイティブ関連企業であること (3)操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等が以下の人数以上の企	県内全域	【新設】		
					【1】通信回線の使用に要する経費	①コンタクトセンター関連企業 2分の1 ②情報システム・クリエイティブ関連企業　2分の1 ①②補助期間 36 ヶ月	①限度額:年額 3,000 万円 ②限度額:年額 180 万円
					【2】貸しオフィス等の貸借に要する経費	①コンタクトセンター関連企業 4分の1 ②情報システム・クリエイティブ関連	①限度額:年額 700 万円 ②限度額:年額 480 万円

			業であること ①コンタクトセンター関連企業5人以上 ②情報システム・クリエイティブ関連企業　3人以上 【増設】 ○次の要件をすべて満たすもの (1)県の誘致企業であること (2)コンタクトセンター関連企業であること (3)操業開始時点において、当該事業所の県内から雇用する従業員等が以下の人数以上の企業であること ③雇用増加数　50人以上 (4)増設補助対象企業の指定を受けた日から、2年以内に対象事業に係る事業所の操業を開始した企業であること			企業　2分の1 ①②補助期間 36ヶ月	
					【3】福利厚生スペース等の整備に要する経費	コンタクトセンター関連企業のみ 4分の1	限度額:1社あたり 250 万円
					【4】地元従業員の雇用に要する経費	情報システム・クリエイティブ関連企業のみ 県内からの新規常用雇用者1人につき 30 万円を補助 補助期間 36ヶ月	限度額:3年間で総額 270 万円
					【増設】		
					【5】貸しオフィス等の貸借に要する経費	コンタクトセンター関連企業のみ 2分の1 補助期間 24ヶ月	限度額: 年額 1,400 万円

青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金	R2.4	むつ小川原開発地区等内に立地する企業	○次の要件をすべて満たすもの ①用地取得後、原則として3年以内に操業等が見込まれるもの ②操業開始後1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるもの ③用地取得面積が1,200㎡以上	むつ小川原開発地区等 （六ヶ所村及び三沢市）	工場又は事業場の用地及び工場等の従業員の福利厚生施設用地の取得に要する経費	用地1平方メートル当たり 2,500 円 （用地の取得について知事が別に定める補助金等の交付を受けている場合に限る）	
青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金	R2.4	県の誘致企業	○県内への本社機能の移転に伴い、県内居住者を新規に常時雇用するもの又は従業員及びその家族の県内への転居費用を負担するもの	県内全域	雇用経費助成	○県内居住者を新規に常時雇用するのに要する経費で、次の全ての要件を満たすものについて、新規雇用者1人につき 50 万円 ア　2人以上雇用（退職者補充のための雇用を除く）すること イ　雇用期間が1年以上であること	○1社あたり 15,000 千円
					転居経費助成	○従業員及びその家族の県内への転居（1年以上居住するものに限る。）に係る経費のうち企業が負担する経費で、次のいずれかの要件を満たすものについて、補助対象経費の1／2に相当する額 ア　上記新規雇用経費の要件を満たす本社機能の移転に伴うものであること イ　企業負担に係る転居世帯数が2以上であること	○1社あたり 15,000 千円、1世帯当たり 500 千円